

特定建設作業 一覧（騒音規制法・振動規制法）

特定建設作業の種類		騒音規制法対象		振動規制法対象	
施行令別表番号		届出要否	届出不要なもの	届出要否	届出不要なもの
騒音 一 振動 一	くい打機を使用する作業	○	・もんけん ・アースオーガと併用する場合	○	・もんけん ・圧入式
	くい抜機を使用する作業				
	くい打くい抜機を使用する作業				
騒音 二	びょう打機を使用する作業	○		—	
騒音 三	さく岩機を使用する作業	○	・1日における当該作業において、2地点間の最大距離が50mを超える作業	○	（振動 四：プレーカーを使用する作業に該当） ・手持ち式プレーカー ・プレーカー以外のさく岩機を使用する作業 ・1日における当該作業において、2地点間の最大距離が50mを超える作業
騒音 四	空気圧縮機を使用する作業	○	・電動機を使うもの ・定格出力が15kW未満の原動機（電動機以外）を用いるもの ・さく岩機の動力として使用する作業	—	
騒音 五	コンクリートプラント※を設けて行う作業	○	・混練容量が0.45m ³ 未満のもの ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業	—	
	アスファルトプラント※を設けて行う作業	○	・混練重量が200kg未満のもの	—	
騒音 六	バックホウを使用する作業	○	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ・原動機の定格出力が80kW未満のもの	—	
騒音 七	トラクターショベルを使用する作業	○	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ・原動機の定格出力が70kW未満のもの	—	
騒音 八	ブルドーザーを使用する作業	○	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ・原動機の定格出力が40kW未満のもの	—	
振動 二	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—		○	
振動 三	舗装版破砕機を使用する作業	—		○	・1日における当該作業において、2地点間の最大距離が50mを超える作業
振動 四	プレーカーを使用する作業	○	（騒音 三：さく岩機を使用する作業に該当） ・1日における当該作業において、2地点間の最大距離が50mを超える作業	○	・手持ち式プレーカー ・1日における当該作業において、2地点間の最大距離が50mを超える作業
基準値		85dB		75dB	

※ ここでいうプラントは工場現場、またはその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるもののこと。不特定多数の工事のために設置されるプラントは工場として別途届出が費用。

規制区域区分		
①騒音規制法に基づく区域区分が第1種・第2種・第3種 騒音規制法に基づく区域区分が第4種のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定子ども園等の敷地周囲おおむね80m以内の地域		
②指定地域で①以外		
作業禁止日 日曜・休日(①②共通)	作業禁止時刻 ①午後 7:00～午前 7:00	最大作業時間 ①10時間/日
最大作業日数 連続6日間(①②共通)	②午後10:00～午前 6:00	②14時間/日

事業場内特定作業（岐阜県公害防止条例）

1. 板金または製かん作業（厚さ0.5mm以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る）
2. 鉄骨または橋りょう組み立て作業（建築の現場以外の作業であって、事業場内のびょう打ちに限る）
3. チェンソーを使用する作業（事業場外での作業においては届出不要）